

第 6 7 号議案

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例の一部を
改正する条例

足立区が管理する特別区道等の技術的基準に関する条例（平成 2 5 年
足立区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第
3 項中「停車帯」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条第 6 項中「の
車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「副道の副員」を「副道（自転車通行帯を除く。）の
幅員」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（自転車通行帯）

第 7 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける
道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつて
は、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるも
のとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な
い場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道
路（いずれも自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）
には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必
要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるも
のとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な

い場合においては、この限りでない。

- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「多い道路」の次に「（第3級及び第4級の道路を除く。次項において同じ。）で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第39条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路構造令の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。